

○農林水産省告示第三百八十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十九に基づき、平成八年二月五日農林水産省告示第四百四十二号(中華人民共和国産いねわら畳床に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(ロ)を削る。

七を削り、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(ロ)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

八 表示

三の(ロ)の検査及び四の消毒が行われたいねわら畳床には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百八十八号
(中華人民共和国産いねわら畳床に係る農林水産
大臣が定める基準を定める件の一部を改正する
件)
(原稿誤り)
五九四 一〇〇別表二 別表一